平成２２年（フ）第４７号
山口県柳井市姫田14番31号
債務者　木村友利子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第４８号
山口県岩国市車町２丁目12番７号
債務者　宮本　　学
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第４５号
長崎県雲仙市小浜町北本町114番地６　グリーンハイツ101、前住所長崎県雲仙市南串山町乙2538番地
債務者　川内　祐樹
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
長崎県雲仙市小浜町北本町114番地６　グリーンハイツ101、前住所長崎県雲仙市南串山町乙2538番地
債務者　川内　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１２１５号
愛知県北名古屋市片場白山47番地
債務者　川島　俊子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９４５号
北九州市小倉南区星和台２丁目４番７号
債務者　松下　正大
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２９９号
北九州市小倉北区泉台３丁目８番12号
債務者　田嶋嘉代子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４０９号
北九州市小倉南区守恒本町１丁目19番35―202号
債務者　北村　雪夫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４２３号
北九州市門司区錦町５番20号
債務者　山中　義幸
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４２４号
北九州市門司区錦町５番20号
債務者　山中　勝彦
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４３４号
北九州市八幡西区野面１丁目８番19号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４３７号
北九州市小倉南区津田４丁目３番17号
債務者　斎藤　隆行
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４５６号
北九州市門司区永黒１丁目９番33号
債務者　藤原　立頼
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４６７号
北九州市小倉北区皿山町21番９号シェ・マスミ104号
債務者　手島　友紀（旧姓鷹尾）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１４０号
奈良県大和郡山市高田町２番地１　グランドメゾン大和郡山806号
債務者　村嶋　和美
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１４号
奈良県天理市櫟本町1575番地
債務者　松森奈緒美（旧姓奥戸）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２３５号
熊本市合志１丁目４番１―603号
債務者　宮村　　吏
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部